

大阪府中央卸売市場再整備基本計画策定支援等業務に係る 企画提案公募要領

大阪府では、大阪府中央卸売市場（以下「府市場」という。）の再整備に関する基本計画策定を目的に基本計画策定支援等業務を実施します。

この業務については、民間事業者等の知識やノウハウ等を活用し、より効果的・効率的に実施するため、企画提案公募により受託事業者を募集します。

※本事業は「令和4年2月定例府議会大阪府中央卸売市場事業会計予算」の成立を前提に事業化される停止条件付き事業です。予算が成立しない場合には、提案を公募したに留まり、効力は発生しませんので、あらかじめご了承ください。

1 事業名（又は業務名）

大阪府中央卸売市場再整備基本計画策定支援等業務

(1) 業務内容

大阪府中央卸売市場の再整備に関する基本計画策定支援等

(2) 業務概要

【本業務に関する経過】

府市場では、施設の老朽化や食品流通構造の変化等の市場を取り巻く環境変化への対応が迫られる中、府民に対し安全・安心な生鮮食料品を安定的に供給するため、ハード面を中心とした機能強化が課題となっています。

令和2年度は、「大阪府中央卸売市場の将来のあり方検討調査報告書」（以下「調査報告書」という。）を取りまとめ、府市場が将来めざすべき姿や強化すべき市場機能等について明らかにしました。

令和3年度は、調査報告書に基づく市場機能の強化の実現に向けて、建替え等による効率的な再整備手法の検討や、民間資本の活用の可能性を探るため、サウンディング型市場調査を実施した結果、大規模改修ではなく、建替えによる再整備が有効であり、民間事業者の投資意欲が高いことが明らかとなりました。

これらの調査等に基づき、再整備の具体化を図るため、令和4年度から2ヵ年をかけて、場内事業者等で構成する検討会議等の議論を踏まえた再整備基本計画を策定するにあたり、策定支援等業務を委託します。

【業務詳細】

別紙「仕様書」のとおり

(3) 委託上限額

139,040千円（税込）（令和4年度68,090千円、令和5年度70,950千円）

※本業務を履行するすべての経費を含む

2 スケジュール

令和4年2月18日（金曜日）	公募開始
令和4年2月24日（木曜日）	説明会申込期限
令和4年2月25日（金曜日）	説明会開催
令和4年2月28日（月曜日）	質問受付締切
令和4年3月4日（金曜日）	質問回答
令和4年3月22日（火曜日）	応募書類提出締切
令和4年3月下旬～4月上旬頃	選定委員会
契約締結日から	事業開始
令和6年3月29日（金曜日）	事業終了

3 公募参加資格

次に掲げる要件をすべて満たす者又は複数の者による共同企業体（以下「共同企業体」という。）であること。

なお、共同企業体で参加する者にあつては、構成員全員が該当すること。

(1) 次のアからクまでのいずれにも該当しない者であること。

- ア 成年被後見人
- イ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定によりなお従前の例によることとされる同法による改正前の民法（明治29年法律第89号）第11条に規定する準禁治産者
- ウ 被保佐人であつて契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- エ 民法第17条第1項の規定による契約締結に関する同意権付与の審判を受けた被補助人であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- オ 営業の許可を受けていない未成年者であつて、契約締結のために必要な同意を得ていないもの
- カ 破産手続開始の決定を受けて復権を得ない者
- キ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第32条第1項各号に掲げる者
- ク 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者（同項各号のいずれかに該当すると認められることにより、大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受け、その措置期間を経過した者を除く。）又はその者を代理人、支配人その他の使用人若しくは入札代理人として使用する者

(2) 民事再生法（平成11年法律第225号）第21条第1項又は第2項の規定による再生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第33条第1項の再生手続開始の決定を受け、かつ、大阪府入札参加資格審査要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、会社更生法（平成14年法律第154号）第17条第1項又は第2項の規定による更生手続開始の申立てをしている者又は申立てをなされている者（同法第41条第1項の更生手続開始の決定を受け、かつ、同要綱に基づく物品・委託役務関係競争入札参加資格の再認定がなされた者を除く。）、金融機関から取引の停止を受けている者その他の経営状態が著しく不健全であ

ると認められる者でないこと。

- (3) 大阪府の区域内に事業所を有する者にあつては、府税に係る徴収金を完納していること。
- (4) 大阪府の区域内に事業所を有しない者にあつては、主たる事務所の所在地の都道府県における最近1事業年度の都道府県税に係る徴収金を完納していること。
- (5) 消費税及び地方消費税を完納していること。
- (6) 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者でないこと。
- (7) 次のアからウのいずれにも該当しない者であること。
 - ア 大阪府暴力団排除条例に基づく公共工事等からの暴力団の排除に係る措置に関する規則(令和2年大阪府規則第61号。以下「暴力団排除措置規則」という。)第3条第1項に規定する入札参加除外者(以下「入札参加除外者」という。)
 - イ 暴力団排除措置規則第9条第1項に規定する誓約書違反者(以下「誓約書違反者」という。)
 - ウ 暴力団排除措置規則第3条第1項各号のいずれかに該当すると認められる者
- (8) 大阪府を当事者の一方とする契約(大阪府以外の者のする工事の完成若しくは作業その他の役務の給付又は物件の納入に対し大阪府が対価の支払をすべきものに限る。以下同じ。)に関し、入札談合等(入札談合等関与行為の排除及び防止並びに職員による入札等の公正を害すべき行為の処罰に関する法律(平成14年法律第101号)第2条第4項に規定する入札談合等をいう。以下同じ。)を行ったことにより損害賠償の請求を受けている者でないこと。

4 応募の手続き

本事業の提案に参加を希望する者の受付手続等は、以下のとおりです。

「3 公募参加資格」を確認の上、必要な書類を受付期間内に提出してください。

- (1) 公募要領等の配布及び応募書類の受付
 - ア 配布期間
令和4年2月18日(金曜日)から令和4年3月22日(火曜日)まで
 - イ 配布方法
大阪府中央卸売市場ホームページからダウンロードしてください。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/fuichiba/shijyo_saiseibi/index.html)
 - ウ 受付場所
大阪府中央卸売市場 管理棟3階
住 所：〒567-0853 大阪府茨木市宮島1丁目1-1
電話番号：072-636-2011
 - エ 受付期間
令和4年2月18日(金曜日)から令和4年3月22日(火曜日)まで
(水曜日、日曜日及び祝日を除く。午前9時から午後5時まで)
 - オ 提出方法
持参又は郵送(郵送の場合は令和4年3月22日(火曜日)必着)
 - カ 費用の負担

応募に要する経費は、すべて応募者の負担とします。

(2) 応募書類

下記の書類について、それぞれ指定する必要部数とデジタルデータ（CD-R 等による）を提出してください。ただし、副本については、提案者名及び提案者名が特定できる情報（代表者、社章、所在地、電話番号、社員の情報 等）を記入しない、もしくは黒塗りの上、提出してください。

- ア 応募申込書（様式 1：正本 1 部、副本 1 1 部）
- イ 企画提案書（様式 2：正本 1 部、副本 1 1 部）
- ウ 応募金額提案書（様式 3：正本 1 部、副本 1 1 部）
- エ 事業実績申告書（様式 4：正本 1 部、副本 1 1 部）
- オ 共同企業体で参加の場合
 - ① 共同企業体届出書（様式 5：1 部）
 - ② 共同企業体協定書（写し）（様式 6：1 部）
 - ③ 委任状（様式 7：1 部）
 - ④ 使用印鑑届（様式 8：1 部）
- カ 誓約書（参加資格関係）（様式 9：1 部）
- キ 業務実施体制（様式 10 その 1、その 2：正本 1 部、副本 1 1 部）

※その他

- ア 定款又は寄付行為の写し（1 部）（原本証明してください）
- イ ① 法人登記簿謄本（1 部）
 - ・ 法人の場合に提出してください
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
- ② 本籍地の市区町村が発行する身分証明書（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 準禁治産者、破産者でないことが分かるもの
- ③ 法務局が発行する成年後見登記に係る登記されていないことの証明（1 部）
 - ・ 個人の場合に提出してください
 - ・ 発行日から 3 カ月以内のもの
 - ・ 「成年被後見人、被保佐人、被補助人とする記録がない」ことの証明
- ウ 納税証明書（各 1 部）（未納がないことの証明：発行日から 3 カ月以内のもの）
 - ① 大阪府の府税事務所が発行する府税（全税目）の納税証明書
 - ・ 大阪府内に事業所がない方は、本店を管轄する都道府県税事務所が発行するものに代えます
 - ② 税務署が発行する消費税及び地方消費税の納税証明書
- エ 財務諸表の写し（1 部：最近 1 カ年のもの、半期決算の場合は 2 期分）
 - ① 貸借対照表
 - ② 損益計算書

③株主資本等変動計算書

オ 障害者雇用状況報告書の写し（１部）

a 常用雇用労働者数が 43.5 人以上の場合

- ・「障害者の雇用の促進等に関する法律」により事業主（常時雇用労働者数が 43.5 人以上）に義務化されている「障害者雇用状況報告書（様式第 6 号）」の写し
- ・本店所在地管轄の公共職業安定所に提出済で受付印のあるもの
（インターネットによる報告をした場合は、受付印は不要ですが、到達を確認できる書類を併せて提出して下さい）
- ・報告義務のある方のみ提出してください

b 常用雇用労働者数が 43.5 人未満の場合

- ・障がい者の雇用状況について（様式 11：１部）

(3) 応募書類の返却

応募書類は理由の如何を問わず、返却しませんのでご了解ください。

なお、応募書類は本件に係る事業者選定の審査目的のみに使用し、他の目的には使用しません。

(4) 応募書類の不備

応募書類に不備があった場合には、審査の対象とならないことがあります。

(5) その他

ア 応募は 1 者 1 提案とします（共同企業体構成員として参加する場合を含む）。

イ 応募書類の提出に際しては、正本、副本それぞれ 1 セットずつ A 4 ファイルに綴って提出してください。応募書類は電子媒体（CD-R 等）での提出もお願いします。

ウ 表紙及び背表紙には提案事業タイトルと提案事業者名を記入してください（正本のみ）。

<記入例>「大阪府中央卸売市場再整備基本計画策定支援等業務」企画提案書
株式会社〇〇（法人名）

エ 書類提出後の差し替えは認めません（大阪府が補正等を求める場合を除く）。

オ 提出書類に虚偽の記載をした者は本件への参加資格を失うものとします。

5 説明会

(1) 開催日時

令和 4 年 2 月 25 日（金曜日） 午後 2 時から午後 3 時まで

※説明会終了後、希望者に対し場内視察を実施します。（1 時間程度）

(2) 開催場所

大阪府中央卸売市場 管理棟 7 階 大会議室（住所：大阪府茨木市宮島 1 丁目 1- 1）

※オンライン会議システム（Microsoft Teams）による説明会への参加も受け付けます。

(3) 申込方法

「説明会参加申込書（様式 1 2）」を電子メールにて送付してください。

電子メールアドレス：chuoichiba@sbox.pref.osaka.lg.jp

電子メール送信後、必ず電話連絡（072-636-2011）をお願いします。

※「説明会参加申込書（様式 1 2）」は、大阪府中央卸売市場ホームページからダウンロードしてください。
(https://www.pref.osaka.lg.jp/fuichiba/shijyo_saiseibi/index.html)

※口頭、電話による申し込みは受け付けません。

※会場の都合により、応募者1者につき2名まででお願いします。

(オンライン会議システムによる参加の場合は、応募者1者につき2回線まで)

(4) 説明会の申込期限

令和4年2月24日(木曜日) 午後1時まで

6 質問の受付

(1) 受付期間

公募開始日から令和4年2月28日(月曜日) 午後5時まで

(2) 提出方法

「質問票(様式13)」を電子メール(アドレスは5(3)と同じ)により送信してください。
電子メール送信後、必ず電話連絡(072-636-2011)をお願いします。

※「質問票(様式13)」は大阪府中央卸売市場ホームページからダウンロードしてください。

(https://www.pref.osaka.lg.jp/fuichiba/shijyo_saiseibi/index.html)

なお、質問に対する回答は質問者に対して個別に行わず、大阪府中央卸売市場ホームページ上において令和4年3月4日(金曜日)以降、質問の要旨と併せて掲載します。(質問者名は掲載しません。)

7 審査の方法

(1) 審査方法

ア (2)の審査基準に基づき、外部委員で構成する選定委員会による審査を行い、最優秀提案者(及び次点者)を決定します。ただし、最高点の者が複数者いる場合は、審査項目「1. 実施方針・内容等」、「2. 実施体制等」、「3. その他」の順で、各項目合計点の高得点者を最優秀提案者とします。

イ 審査は、書類審査及びプレゼンテーション審査にて行います。プレゼンテーション審査の日時は、事前に通知を行います。

ウ 審査の結果、最優秀提案者の評価点が、選定委員会委員の採点平均点100点満点中60点未満の場合は採択しません。

なお、審査内容に係る質問や異議は一切受け付けません。

エ 最優秀提案者は特別の理由がない限り、契約交渉の相手方に決定します。

(2) 審査基準

審査項目	審査内容	配点
1. 実施方針・内容等		
(1) 事業目的及び内容の理解度	①「大阪府中央卸売市場再整備基本計画策定支援等業務仕様書」で定めた業務内容を十分に理解しているか。	10点
(2) 提案内容の妥当性及び	①検討会議及び勉強会について、場内事業者の特性	40点

<p>充実度</p>	<p>(多様な取引形態・取扱品目、経営規模等)、合意すべき事項(機能強化内容、目標取扱数量、施設規模、各施設仕様等)を踏まえた上で、効率的かつ合理的に意見徴取・意見集約できる運営方法と開催頻度が提案されているか。また、提案した行程表が実現可能なものとなっているか。</p> <p>②再整備基本計画の策定支援について、市場機能の強化方策や建替え再整備の課題解決、民間資本の活用方策など様々な検討課題を解決しうる計画作成のノウハウを有しているか。</p> <p>ア)現時点で想定可能な建替えによる再整備の課題を明らかにした解決策について、以下の内容を含んだ提案がされているか。</p> <p>I)市場のハブ市場化や品質管理・衛生管理機能の高度化、保管・加工機能の充実等を実現するための方策</p> <p>II)市場施設規模について、「調査報告書」を踏まえ、現状の市場における不具合を解消できる卸売場、仲卸売場、買荷保管積込所等の適正な規模</p> <p>III)市場施設の再整備において、ローリング工事計画の策定にあたり、難航又は、長期化が見込まれる工程について、適切かつ最短で実施できるプラン</p> <p>イ)強化すべき市場機能について、大阪府が全ての整備主体となるのではなく、場内事業者が応分の費用負担をする等の役割分担を合理的に示しているか。</p> <p>ウ)民間資本を活用した整備手法について、大阪府の財政負担軽減や場内事業者における使用料負担抑制が見込める可能性のある手法を複数提案されているか。また、その整備手法が実現可能なものとなっているか。</p>					
<p>2. 実施体制等</p>						
<p>(1) 業務の実施体制及び全体スケジュール</p>	<p>①実施体制において、役割分担が明確かつ適切であるか、迅速・柔軟な対応が可能な体制が備わっているか。また、同種業務に携わった経験のある人員を配置しているか等、適切な体制、人員配置がなされているか。</p> <p>②契約期間内の全体スケジュールと詳細な行程が示されているか。</p>	<p>10点</p>				
<p>(2) 実施体制における有資格者の有無</p>	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="480 1827 651 1899"> <p>管理技術者</p> </td> <td data-bbox="651 1827 1334 1899"> <p>①CCMJと一級建築士の両方の資格を有する者</p> </td> </tr> <tr> <td data-bbox="480 1899 651 1966"> <p>意匠</p> </td> <td data-bbox="651 1899 1334 1966"> <p>②一級建築士、二級建築士のいずれかを有する者</p> </td> </tr> </table>	<p>管理技術者</p>	<p>①CCMJと一級建築士の両方の資格を有する者</p>	<p>意匠</p>	<p>②一級建築士、二級建築士のいずれかを有する者</p>	<p>10点</p>
<p>管理技術者</p>	<p>①CCMJと一級建築士の両方の資格を有する者</p>					
<p>意匠</p>	<p>②一級建築士、二級建築士のいずれかを有する者</p>					

※有資格者については、資格者証の写しを提出してください。	構 造	③構造設備一級建築士、一級建築士のいずれかを有する者	
	電 気	④設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士（電気電子部門）、一級電気工事施工管理技士のいずれかを有する者	
	機 械	⑤設備設計一級建築士、一級建築士、建築設備士、技術士（衛生工学部門、機械部門）、一級管工事施工管理技士のいずれかを有する者	
(3) 類似業務の受注実績		<p>①同種業務（卸売市場における基本構想・基本計画）の実績があるか。 ※同種業務とは、名称にかかわらず、卸売市場の建替え再整備に関する基本構想や基本計画、これに類する整備計画の作成支援業務をいう。</p> <p>②類似業務（卸売市場以外の基本構想・基本計画）の実績があるか。 ※類似業務とは、卸売市場以外の公共施設の建替え再整備に関する基本構想や基本計画、これに類する整備計画の作成支援業務をいう。</p> <p>※①、②はそれぞれ実績を評価する。①、②について、複数案件の実績を有している場合は①又は②それぞれ加点対象とする。 ※実績については、過去10年以内に受注し、履行中または履行完了のものに限る。</p>	10点
3. その他			
(1) アピールポイント		①「1. 実施方針・内容等」「2. 実施体制・能力等」に記載した内容以外で、本業務に有益であるノウハウを示しているか。また、プレゼンテーションや企画提案書が分かりやすいか。	7点
(2) 価格点		①価格点の算定式 満点（10点）× 提案価格のうち最低価格／自社の提案価格	10点
(3) 府施策への協力（障がい者雇用）		①常用雇用労働者43.5人以上の場合、法定雇用障がい者数を超える障がい者を雇用しているかどうか。又は、43.5人未満の場合、1人以上障がい者を雇用しているかどうか。	3点
合 計			100点

※CCMJとは、日本コンストラクション・マネジメント協会の資格試験に合格し、登録した者をさします。

(3) 審査結果

ア 契約交渉の相手方が決定した後、審査結果は採否に関わらず、全応募者に通知します。

イ 選定過程の透明性を確保する観点から、以下の項目を大阪府中央卸売市場ホームページ (https://www.pref.osaka.lg.jp/fuichiba/shijyo_saiseibi/index.html) において公表します。

なお、応募者が2者であった場合、次点者の得点は公表しません。

① 最優秀提案者及び契約交渉の相手方と評価点

* 品質点・価格点を配点した場合の価格点・提案金額

- ② 全提案者の名称 * 申込順
- ③ 全提案者の評価点 * 得点順 内容は①に同じ
- ④ 最優秀提案者の選定理由 * 講評ポイント
- ⑤ 選定委員会委員の氏名及び選任理由
- ⑥ その他（最優秀提案者と契約交渉の相手方が異なる場合は、その理由）

(4) 審査対象からの除外（失格事由）

次のいずれかに該当した場合は、提案審査の対象から除外するとともに、別途、入札に準じて入札参加停止等の措置を講じることとします。

- ア 選定委員に対して、直接、間接を問わず、故意に接触を求めること。
- イ 他の応募提案者と応募提案の内容又はその意思について相談を行うこと。
- ウ 事業者選定終了までの間に、他の応募提案者に対して応募提案の内容を意図的に開示すること。
- エ 応募提案書類に虚偽の記載を行うこと。
- オ その他選定結果に影響を及ぼすおそれのある不正行為を行うこと。

8 契約手続きについて

- (1) 契約交渉の相手方に選定された者と大阪府との間で協議を行い、契約を締結します。
- (2) 契約金額の支払いについては、精算払いとします。
- (3) 契約に際して、暴力団排除措置規則第8条第1項に規定する「誓約書（様式14）」を提出いただきます。誓約書を提出しないときは、大阪府は契約を締結しません。
- (4) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、暴力団排除措置規則第3条第1項に規定する入札参加除外者、同規則第9条第1項に規定する誓約書違反者又は同規則第3条第1項各号のいずれかに該当したと認められるときは、契約を締結しません。
- (5) 契約交渉の相手方が、契約交渉の相手方として決定した日から契約締結の日までの間において、次のア又はイのいずれかに該当したときは、契約を締結しないことがある。
 - ア 大阪府入札参加停止要綱に基づく入札参加停止の措置を受けている者又は同要綱別表各号に掲げる措置要件に該当する者
 - イ 大阪府を当事者の一方とする契約に関し、入札談合等を行ったことにより損害賠償の請求を受けた者
- (6) 契約相手方は、この契約の締結と同時に、契約金額の100分の5以上の額の契約保証金を納付しなければならない。

ただし、契約保証金の納付は、次に掲げる担保の提供をもって代えることができる。

 - ア 国債又は地方債。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額による。
 - イ 政府の保証のある債券又は銀行、株式会社商工組合中央金庫、農林中央金庫若しくは全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券。この場合において、提供される担保の価値は額面金額又は登録金額（発行価格が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行価格）の8割に相当する金額による。
 - ウ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関（出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関

- する法律（昭和 29 年法律第 195 号）第 3 条に規定する金融機関（銀行を除く。）をいう。以下この項において同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手。この場合において、提供される担保の価値は小切手金額による。
- エ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形。この場合において、提供される担保の価値は手形金額による。
 - オ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関に対する定期預金債権。この場合において、提供される担保の価値は当該債権の証書に記載された債権金額による。
 - カ 銀行又は大阪府が確実と認める金融機関の保証。この場合において、提供される担保の価値は保証書に記載された保証金額による。
- (7) (6)の規定にかかわらず、次のいずれかに該当するときは、契約保証金の全部又は一部を免除する。
- ア この契約による債務の不履行により生ずる損害をてん補する履行保証保険契約（保険金額は、契約金額の 100 分の 5 以上）を締結したとき。この場合においては、契約相手方は履行保証保険契約の締結後、直ちにその保険証券を大阪府に寄託しなければならない。
 - イ 大阪府財務規則（昭和 55 年大阪府規則第 48 号）第 68 条第 3 号に該当する場合における契約相手方からの契約保証金免除申請書の提出（国、地方公共団体、独立行政法人通則法第二条第一項に規定する独立行政法人、国立大学法人法第二条第一項に規定する国立大学法人、地方独立行政法人法第二条第一項に規定する地方独立行政法人又は沖縄振興開発金融公庫と同種類及び同規模（当該契約金額の 7 割以上）の契約履行実績が過去 2 年間で 2 件以上ある場合で、かつ、不履行がないと認めるとき）。
 - ウ 大阪府財務規則第 68 条第 6 号に該当する場合。

9 その他

応募にあたっては、大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得、公募要領、仕様書等を熟読し遵守して下さい。

※大阪府公募型プロポーザル方式実施基準、公募型プロポーザル方式応募提案・見積心得について
<http://www.nyusatsu.pref.osaka.jp/keiyaku/e-nyusatsu/proposal/anken.joho.html>